

金監第1248号  
平成20年4月28日

証券会社代表者各位

金融庁監督局長 西原 政雄

インサイダー取引防止のための内部管理等の徹底について

今般、証券会社職員によるインサイダー取引の容疑により、逮捕者が出る事態が発生したことは極めて遺憾である。

証券会社（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）は、投資家及び発行体が市場にアクセスする際に、市場仲介者としての機能を果たす公共的な役割を担っており、金融・資本市場における他の参加者以上に、厳格な法令等遵守態勢、内部管理態勢の整備が求められている。また、その役職員においても、証券会社の有する公共的な役割を個々に認識し、高い法令遵守意識、高い職業倫理と自己規律をもって業務を行うことが求められており、金融取引や業務等が多様化する中で、そのことを確実に担保するための実効性のある社内の管理態勢が不可欠となっている。

こうした観点から、今般の事案を踏まえ、各証券会社におかれては、下記の事項について、経営陣のリーダーシップの下早急に対応を図っていただき、我が国金融・資本市場の公正性・透明性に対する信頼向上に努めていただきたい。

## 記

1. 法人関係情報を入手し得る立場にある証券会社の役職員及びその関係者による有価証券等取引の実態把握
2. 証券会社内部における情報管理態勢の再検証と必要な整備
3. 証券会社の役職員等の有価証券等取引に係る社内規則の内容及び実効性の検証と必要な整備
4. 証券会社役職員に対する法令遵守の徹底のための研修等の実施
5. その他今般の事案を踏まえ、類似事案の発生防止のための必要な措置の検討